

第十六回 参議院法務委員会會議録第十号

(二四〇)

昭和二十八年七月十日(金曜日)午後一時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 龜田 得治君
委員 小野 義夫君
楠見 義男君
中山 福藏君
赤松 常子君
棚橋 小虎君
一松 定吉君

政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君
法務大臣官房調査課長 位野木益雄君
運輸省航空局監理部長 粟澤 一男君
事務局側 常任委員 西村 高兄君
会専門員 堀 眞道君
会専門員 市川 清美君

説明員

運輸省航空局技術部長 市川 清美君

本日の会議に付した事件

○航空機抵当法案(内閣提出・衆議院送付)

○司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○参考人の出頭に関する件

○委員長(郡祐一君) 只今より委員会を開きます。

航空機抵当法案について質疑を続行いたします。先ず市川航空局技術部長より説明を求めます。

○説明員(市川清美君) 御質問がございました航空事故の防止につきましてお答えをいたします。

○一松定吉君 航空機事故の防止じやない。航空機事故の原因だ。どうして近來航空機に対する悲惨なあいつ被害が続々出るのか、その原因について当局の知つておるだけのことを一つ発表して頂きたい。それによつて或いはいろ／＼な質問が附随して起きることはありましようが、今私の要求しておるのは、飛行機の悲惨なる事故が近來起る、この間アメリカの航空機が墜落して全員が死亡したというふうな、ああいうことの原因ですね、その原因について詳細に承わりたいと、こういうことなんだ。

○説明員(市川清美君) 御質問の事故の原因のうち軍に關連することは私のほうで実はよくわからないのであります。昭和二十七年四月以降我が國の民間航空におきまして起りました事故の内容といふことについて御説明申し上げます。現在までに起きております事故は八件ございます。で、そのうちで最も大きい事故は日本航空株式会社所属のもく星号事件、これに三十七名の死亡者を出しております。これが一番大きな事故であります。そのほかに只今申しましたように七件ありまして、その合計の死者が日航機を含めまして四十名でございます。負

傷者が三名でございます。で、これらの事故の原因であります、原因の七五%が乗務員、操縦士の過失と思われ、事故であります。残りの二五%が航空機の發動機故障による事故であります。で、操縦士の過失の大部分のものでござります。戦後の新しい航空機に対する取扱ひの不十分な点並びに航空交通管制と申します、空の交通規則であります、規則に對します誤解といふものがこの原因を占めておるわけでございます。

○一松定吉君 操縦士の過失と、それから機関の故障ですか、二つは……。

○説明員(市川清美君) さようでございます。

○一松定吉君 日本の航空機の墜落が八回あつた、そのうちの一番主なものは三十四人死亡してそうして二人が負傷をした、その墜落の主な原因は航空士の過失、或いは機関の故障、操縦士の過失は取扱が不十分であるとか、航空規則に對する誤解だとか、こういうことですが、そういうふうな措置をと

り、若しくはとらんとするのである。○説明員(市川清美君) 只今の数字を少し御訂正したいと思ひますが、死者は合計四十名でございます。負傷者が三名でございます。事故回数は一八回でございます。事故の最大原因であります操縦士の過失といふ問題に對しましては、操縦士の再訓練というものが最も重要に上げられる問題であります。その理由をいたしましては、戦前

であります。

○一松定吉君 機械の操縦等についての訓練はよくわかりませんがね。多くこういうふうなものが過失で飛行機を墜落し得るようなことになるのは、例えば酒を飲んで酔つ払つておつた、或いは前の晩を酔つて睡眠不足で寝ぼけておつた、何か物事を考えておつてうっかりしておつたとかいうようなことが多いいのじやないかと私思う。機械の操縦なんかといふものは、或いは飛行機の操縦士の資格を得れば相當なことはあるであらうが、そういう精神方面の弛緩、ゆるみといふようなことがこういうことをなすに至らしめるものじやないかと私は非常に心配しておるのですが、そういうことに対する訓練だとか指導とかといふことはどうなつていますか。

○説明員(市川清美君) 操縦士の精神的な面特に今御指摘がございましたような飲酒といふような問題につきまして、航空法で固く禁じている事項であります。このために一応飛行機に乗る前には必ず、医学的な鑑定じやありませんけれども、一度操縦士にその点を確かめて乗せておる次第であります。訓練といふ段階におきましては、一種の道徳的な、まあ注意を与えるといふ程度にしか現在至つておりません。

○一松定吉君 そういうことは、飛行士を養成するときに、人物試験ですね、或いは思想の試験だとか、或いはそういう酒色に對する彼の態度とかい

うようなことがよほど重きをなすのじやないかと私は思うのですが、ただ飛行機に乗るときに検査した、飛行機に乗るときにブランデーを持て入つて操縦室でブランデーを飲んでいたら、或いは前後睡眠が不足であつたというようなことは飛行機に乗る直前に検査したからといつてすぐわかるものではない。そういうようなことは平素の精神上の訓練その他素行の監視とかいうような点に重きを置かなければならんじやないかと私は思うのですが、そういう点にそれじや余り力を用いていないのだね。

○説明員(市川清美君) 勿論御指摘の通りに、操縦士は単なる運転手じやありません。人命を預かつて飛んでおる責任者であります。が故に、今の道德的な点は当然強調して訓練しておるわけでありまして。特に国際航空機が入りておられまするわが国におきましては、この道德的な教養と申しますか、というものが必要なことは申すまでもないこととあります。

○一松定吉君 そういふことはわかつています。そういうことを、訓練を実施して厳重に指導監督をしておりますかと實際聞くんだよ。

○説明員(市川清美君) 仰せの通りにいたしております。

○一松定吉君 誰がしている、そういうことは……。

○説明員(市川清美君) 今の技術訓練のための学科訓練をいたしておるのでありますが、その際に併せて今の教養的な面を講習その他でいたしておるわけでありまして。

○一松定吉君 これは幾らここで議論したつて、実際に當つてそういうふう

なことが本当に完全に行われているかどうか問題であるから、私の言うことはそういう点に常に注意を払つてその任に當つて頂きたいということをお願いするだけですから、それ以上のことをここで議論したつて仕方ないから、どうぞ一層の御注意をお願いいたします。それだけでよろしいと思ひます。

○中山福藏君 ちよつと伺ひますが、この頃思想的な背景を持つた人が飛行機を墜落せしむるという目的を以て、飛行機が飛び出す前、即ち事前にその飛行機が空中で解体するような行為をやるといふ危険は少しもないですか。又こういう点についての警戒はどういうふうにしてふだんから飛行機を監視しておられるか。そういう点もちよつと聞いておきたいと思ひます。

○説明員(市川清美君) 飛行前の点検と申しますか、飛行前の点検につきましてはそれ／＼現場に監督官がおります。操縦士が点検をいたします報告と別個に検査官がいたしております。

○中山福藏君 飛行機が飛び出す前に一応滑走したしまして、それから一応そこにまつてエンジンの試験をしておられますか。ところがナット、捻子ですね、捻子が、これは何分飛行機が飛びますれば緩むというふうな、その道の経験者がその飛行機の捻子なんかを一応ちよつと手を入れて、これが空中では何分飛んだら解体するといふふうな目標をつけていたずらする人はないかと。そういうことをお尋ねしておるのです。そういうことはあり得るということも考えられるし、又そんな馬鹿げたことではないという想像もつくのです。

が、併し今日の世界の情勢を見てみますと、こういうことについても注意をしなければならんじやないかと実は考えるのです。ですから、そういう点についての注意を怠らないようにというふうな処置をとつておられるか、と。こういうことも一応聞いておくわけなんです……。

○説明員(市川清美君) 私どもとしては、わざ／＼飛行機を解体するような措置をとるといふことはちよつと常識では考えられないのであります。が、一応警戒の手段といたしましては飛行機の停留する場合には普通人を入れないようにしております。警戒員をそれ／＼配置いたしまして、或いは警戒員がいらないところはその会社自身で警戒の任に當らしてあります。

○中山福藏君 これはエンジンヤと結託すれば相当なことはできるわけですよ、本当は……。実はこの間乗つていた飛行機がそれをやつたのです。右側のプロペラがとまつた……、それで私はやめたのですが、どうもいろいろ乗つておつて考えてみると非常なことなんです。日本の航空機というものは人命を託するに足るかどうかという疑問を持つたわけなんです。それでこういうお尋ねをするわけです。ところがそれをあなたのほうで十分注意してそういう点までも細かい注意をやつておるとおつしやりやそれでいいのですが、こういう点も考えて頂かなければいかんと思ひましてお尋ねしておるわけなんです。

○説明員(市川清美君) 只今の御質問の中にありますことは悪意ではないと思ふのであります。ただ整備員の技術が未熟であるというために起ること

がときにはあるわけでありまして。そのために整備をいたします人間は必ず自分でこの場所を扱つたというサインをとつて責任をとりましてあります。従つてそれがその男が扱つた部分について故障ができるという場合がたびたび重なればその男を解任するといふような措置を講じておるわけでありまして。

○一松定吉君 機関士につまり一等航空士、二等航空士というように等級が分れておりますね。その等級の分れておることは技術の巧拙によるのでしようか。いやしくも人命を扱つておる大切な任務に従事しておるのですからして、この一等とか二等とか三等とかというように技術に甲乙があるときには本当に最上の技術の持主を乗せて操縦させるといふこととでなければ、二等航空士或いは三等航空士といふようなものによつて航空さした結果故障が起るやうなことがあつてはならんと思ふのですが、そういう点についてのお心がまえはどうなつておるのですか。

○説明員(市川清美君) 一等、二等、三等を分けました大きな理由はその飛行機が持つておりまする機械の内容によつて分けたのであります。例えて申上げますれば、一番大きな飛行機の機械の中には油圧系統、電気系統、或いは空気系統のもの、非常にたくさんある機械が入つておるわけでありまして。ところが小型機になりますと、小さい飛行機になりますと、只今のうちから例へば電気系統の設備がなくなるといふことになりまして、必ずしも一等を持たなくてもそれらの飛行機は完全に操

縦できる。こういうふうな考えましたためにそこに或る差別をつけたのであります。

○一松定吉君 そうすると技術の差別じやなくて航空機そのものの差別であつて、その航空機に乗る人が技術的にこの人は非常な巧者な人である、この人はまだ、最高の技能まで行かんであるといふような意味で一等とか二等とか三等とかつたのじやないのだね。

○説明員(市川清美君) その通りでございます。

○一松定吉君 そういふことなんです。飛行士といふのを一つの飛行機にただ一人だけ乗せるのですか。或いは一人、二人、三人と補助的な人を乗せて完全を期するといふような方法をとつておるのですか。その辺はどうですか。

○説明員(市川清美君) 操縦士を二人以上乗せなければならぬという航空機は法律に規定しておりますが、旅客を運送している飛行機、それからもう一つは操縦席の構造上どうしても二人以上の操縦士が必要なる航空機、それから旅客運送をいたします飛行機で、計器飛行という天氣の悪いときに飛ぶ航空機には必ず二人以上乗せなければならぬという規定をいたしております。

○一松定吉君 今のあなたのお話から見れば、或るほど航空といふことそれ自体には欠陥はないようであるが、その欠陥のない通りに行かれておれば故障は少いわけだね、それが理窟はそうであるが、實際にはそうではなくて二人乗せなければならぬところに一人乗せた、或いは睡眠不足の者が乗つてお

つたとか、或いは酒癖の悪い者が乗つておつたというようなことがありはせんだらうかと思うのです。特に我々がこういう質問をするのは、我々国民が安心して飛行機を利用することができようというところなんです、私の希望は……私ども洋行して大分向うでも飛行機に乗せられましたが、日本の飛行機にはまだ乗る気がないのだな。で、どうだろうか乗つてこれが最期ではなからうかなんかということを出る……。本堂に飛行機の利用ということは完全でないのだが、もう日本の飛行機は絶対に安全だということな考えを持てるようにこれをやつてもいいというので、今私が、中山君の御質問もそうだろうと思うのです……、一層そういう方面に力を用いられて、日本の飛行機は断じて安全だというふうな一つ向上発展することに御尽力を賜りたいということをお願いして質問を終ります。

○楠見義男君 今の一松さんの問題に關連なんです、私は一松さんとは全く逆で、外国の飛行機よりも日本の飛行機の方が劣つておるとは思わない。特に私は飛行機は日常愛用しているものなんです、被害率で、これは外国と統計的にみれば科学的によくわかると思うのですが、外国における被害率と日本との比較、それから日本の自動車事故とかそういうものと、それから汽車なんかとか電車の、そういうものと飛行機の被害率、そういうもののお調べはありますか。この被害率によつて私も一松さんに賛成しなきゃならん、今後改めなければならんと思

うけれども……。

○委員長(都祐一君) ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(都祐一君) 速記を始め……。楠見委員の要求については成るべく速かに運輸当局から資料を提供いたす越ぎでございまして、さよう御承知お願ひします。他に御質疑はございせんか……。御質疑がないようでありますから質疑は終局したものと認めてこれより討論採決に入りたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○委員長(都祐一君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひします。

○赤松常子君 私は本案には賛成したいと思つておりますが、折角こういう金融の掘置を講ずる便宜が与えられる法律ができて参つたのでございまして、どうぞ民間会社においても民間航空の発達のために考えてもらいたいし、又当局に、これを所管なさいます当局におきまして、昨日ちよつと拝見しただけではございまして、まだ技術の面で國際的水準に達しないからあちらの技師が必要だというようなこと、それからパイロットもまだまだ日本の飛行士が養成されていなければ向うの人をやむなく使つていなければならない面でも非常に高額の支払つていられるようなアンパランスがございまして、それから、まあ早くそういう点の無駄をなくして、この金融が本堂に日本の技術を高め、民間飛行の発達に資するように当局の御留意をお願いしたいと思ひまして、以上意見申述べて賛成いたします。

○委員長(都祐一君) 他に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願ひします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(都祐一君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、例によりまして委員長の本会議における口頭報告の内容その他便宜委員長に御一任願ひします。本案に賛成の諸君の御署名を願ひします。

多数意見者署名

一松 定吉 赤松 常子
楠見 義男 棚橋 小虎
中山 福藏 龜田 得治
小野 義夫

○委員長(都祐一君) 次に司法試験法の一部を改正する法律案について質疑を継続いたします。ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(都祐一君) 速記を始め……。

○一松定吉君 昨日の質問に続いて政府当局にお尋ねいたしますが、昨日私がお尋ねいたしましたのは、司法試験法の第十五条、即ち司法試験管理委員会の推薦に基いて試験ごとに司法試験審査委員を選ぶ、その審査委員の選び方が不適任であるということのために法務大臣が司法試験管理委員会にその推薦変えを要求したときに、司法試験管理委員がその法務大臣の要求に応じないようなときがあつたときにはどう

するか。そのときには法務大臣が司法試験管理委員会がその申込みに応じないという理由として、法務大臣自身が専断によつてこの司法試験審査委員を選ぶことができるのか、できないのか。又司法試験管理委員会は法務大臣からその推薦に變更を要求されたときにはその要求に絶対に応じなければならぬのか、応ぜなくてもいいのかというところについて政府委員にお尋ねしておいたのですが、それに対する政府委員の的確なる御答弁をまだ得ておりませんから、この点についての御意見を述べを願ひしたいのであります。

○政府委員(位野木益雄君) 只今の御指摘のありました問題は、昨日申し上げました通りの見解を持つておるのであります。即ち司法試験管理委員会が推薦した委員が不適任であるという場合には、これについて推薦變更を命じるというところは、これは可能であるというふうなことを考えております。その推薦變更に依らないで推薦をして来ないという場合には、法務大臣が専断でその推薦を得ないで審査委員を任命できるかという問題であります、これは審査委員の任命を司法試験管理委員会の推薦に基かして法律の精神から申しまして許されないものと考えております。

○一松定吉君 そうするとこの管理委員会の推薦をした者に法務大臣が不適任だとして推薦變更を要求したときに依らないという場合には、法務大臣は自分の意思に依つて司法試験管理委員の推薦に拘束されるのですか。

○政府委員(位野木益雄君) 司法試験管理委員会の推薦した者は法務大臣が必ず任命しなければならぬというこ

とはないのであります。

○一松定吉君 もう一遍……。

○政府委員(位野木益雄君) 拘束されることはない……。

○一松定吉君 拘束されないとすると、結局法務大臣はその試験管理委員の推薦した者は採用しない、それから管理委員会は法務大臣の言うことを聞かないという場合には二進も三進も行けないんだが、そうするとその年の司法試験というものは行われんことになるのですか。

○政府委員(位野木益雄君) 御指摘のような場合は觀念的には考えられ得るところかと思ひます。併しながら國家機關がその職務を行うということは當然のことでありまして、法律といたしましてはそれが職務を行わないということとは予想いたしておらないのであります。委員の構成から申しましても法務事務次官及び最高裁判所事務総長、これは職務上當然委員になるわけでありまして、なお弁護士会の推薦によつて法務大臣が任命した弁護士、この三人で構成されておるのであります、この委員の構成から申しまして、又従前のこの制度運用の実績から申しましても、常に委員会の全員一致の推薦に基いて任命してあるのであります、そのような事態が起るということが殆んど事実上想像することができないうふうなことを考えております。

○一松定吉君 それは以てのほのかのことだ。人間ですからしてあなたのような神様であつて、必ずそういうことがないというこのあなた保証ができますか。

○政府委員(三浦實之助君) 只今の御質問の点は多々考えられる点でありま

して御意見の通り今まではそういう
ような支障も来さなかつたようであり
まするし、又今年度においてもそうい
う支障はないのでありますが、ただ將
来の問題といたしまして、若し只今の
御質問の通り推薦をしなかつたとい
うような場合があるとするならば、そ
れは法務大臣が任命ができない。でき
なければ試験に支障を来すということ
十分に考えられるのであります。その
点につきましては十分今後の問題とし
て研究いたしたいと思ひますから、
御了解いたしたいと思ひます。

○政府委員(位野木益雄君)　ちよつと私の言葉が足りなかつたので、なお續けて申上げますと、そういう事態が絶対に起り得ないということとは、これは観念的には少くとも考えられますし、いたしますので、恐らく起らないだろうということを想定はいたしておりますが、絶対に起らないということとは、これは断言できないということのあることです、これはもう仰せの通りでありますので、そのような場合にはどういうふうな規定を設けるかと考えますと、その場合に法務大臣が管理委員会との推薦に基かないで委員を任命することではできないというふうにいたすことになると思いますが、併しそういうふうな規定を設けますことは、この司法試験法が、司法試験管理委員会というものを設けまして、裁判所、法務省、弁護士三者の意見を適当に反映させて運営して行こうという理想に反する結果になりますので、そういうふうな規定は成るべく設けたくないというふうな点があるわけであります。

それからなお一般的に申しまして、推薦による委員任命の例は、御承知の

ように他にも少くないのであります。が、極めて特別の場合を除きまして、推薦を拒否した場合を予想した規定を設けていないのが通例のようであります。これは先ほども申し上げたように、国家機関がその義務を果すことは当然のこととして考えられておるからではないかと考えておるのであります。併しながら御指摘のような点が確かにございますので、将来十分研究しまして頂きたいというふうに考えます。

○一松定吉君 今あなたの御意見はただ理窟ですね、それは……。実際そう

いうことがないということは言えないのみならず、今のように公務員が上司の意見を聞かずして、そうして自分の顔を通そうという実例はあなた、日にに我々の見聞するところでありまして、例えば裁判所の書記官あたりでも、自分の待遇を改善して、給手を上げてももらいたいということのために、監督官の部屋に入り込んで行つて、そうしてそこにあぐらをかいて要求をして、室内から退去を命ぜられても応じないということがあるじやありませんか。殊に文教の府にある文部省あたりでもすでにそういうことがある。あらゆるこの権利義務を主張するような裁判所とか検察庁とかいうようなところには常にそういうことが現に行われつつある。ですからしてこの委員が法務大臣の、これは不適任だと思ふような人間を推薦して来ないということは言えない。故意にそういうものを推薦しないとしても、推薦して来たうちで、これはどうも不適任だと思つたときには、不適任だと思つても、そのときに、不適任だと思つても、その推薦に拘束されるならばこれは異論はない。法務大臣からその推薦を取替へ

てくわんかということはできないこと
になるのだが……。それは十五条の法
文から見て直ちに推薦に拘束されると
思わないからして、この審査委員は不
適任だからと言うて推薦を変えてもら
う。よろしうございますといつてすぐ
変えれば問題はないが、いや、あなた
の言うことには応じませんと言うて推
薦者を変えない。そうして変えないで
法務大臣はそれに拘束されるというこ
とであれば、法務大臣の意思は尊重さ
れないし、推薦は変えないということ
になると、そこで両方とも三すくみに

なれば、司法試験は行われぬということになる。当然あり得べきことです。あなたの言うようにこれは慎重に、こういう人選をしたのだから云々とおつしやるけれども、それはいわゆる旧憲法の天皇制のときならば官吏は上司の命令に従わなければならぬとか、従わなかつたらそれを懲戒に付すとかいうようなことがどん／＼行われるけれども、今日それが行われぬいのだから、そこでこれを法文に設けてそういうような弊害を除去するやうに完全にしておく必要がないかということを心配して私は質問したのですが、併し今政務次官の御答弁なり、あなたの御答弁によつて、今私のような心配をしていることもあり得べきことであるから、更に適当な時期まで考慮するということであれば、これ以上私は質問を継続いたしませんから、希望として述べておきますが、どうぞ成るべく急速に、もう今年はずでに完全にその人が任命されてその試験の準備にかかつておるようですから今年は問題はないが、来年、再来年の将来の問題が心配になりますから、成るべく早く

適當な機會においてこの欠点を補正するような方法を講ぜられんことを特に要求いたしましたして質問を打ち切ります。

○赤松常子君　私はこの受験料の点についてちよつと申上げたいのですが、第一次試験の二百円を五百円と倍額以上にする上になり、第二次試験は五百円を千円になるというわけなのでございますが、非常にこういう試験を受けるかたは苦学生が多いし、苦学力行の士が多いのですが、そういう点の御考慮も払われたでしょうか如何でしよつか。

○政府委員(位野木 達雄君) その点は誠に御尤もでございますして、我々もこの立案をいたすにつきて、できるだけそういうふうな値上げをできたらいたしたくない。仮にいたすにつきましても最小限度にとどめたいということを常に考えたのであります。併しなから現在の司法試験の予算これが約六百万円余りでございますが、これで試験をいたしまして非常に窮屈なんです。筆記試験の答案の審査、こういうものが一科目につきまして六千通というのがございしますが、その採点のためにどれだけの日数を要するかと言いますと、一日三百通やりまして二十日間にはたつぷりかかるのであります。それから口述試験にも十日間はかかるというふうなわけであります、非常に試験委員の負担が重いのであります。その報酬が一番多い人で僅か五万円というのが昨年の実績であります。これでは如何にも気の毒であるということを我々は非常に痛感いたしておるのであります。如何せん予算が乏しいのであります。そうしてこの問題の

手数料の額はその予算の半分に満たないのであります。而もほかの国家試験の例をみましても、いずれも相当司法試験よりも高いのであります。例えば公認会計士試験、これは第一次試験が五百円、第二次試験が一千元ということになつておりまして、今度の値上げによつて司法試験の場合と同額であります。これはもうすでに先年値上げになつておるのであります。そういうふうな点から止むを得ず最小限度の値上げを考えたのが今回の法案であります。

○赤松常子君 会計士のかたゝなどはすぐに試験が通れば、その日から開業なさつて収入がございますわけですから、まあそれで適當だと思ひますが、他の国家試験の例をみましても、医師の国家試験などは四百円が四百五十円の値上げになつて五百円よりは安いわけですし、第二次ですが八百円でありまして、一千円より安い。お医者様になつてすぐに収入のあるかたでもこういう安い受験料なんです、この司法試験をお受けになつてすぐに収入があるわけではないと思うのですが、それをみましてもこのバランスがとれないと思うのでございます。その辺はどういうふうにお考えでございましょう。

○政府委員(位野木益雄君) 御指摘の点でございしますが、仰せのように司法試験に合格しても直ちには一人前の法律家としては活動できない司法修習生としての修習を了えた後に初めて一人前の収入を得られることができるのであります。併しながらこれは必ずしも司法試験に限つたことではないのであります、公認会計士の場合におきま

ても、御承知のように第二次試験を受けるには千円の出費料が必要なのであります。その試験にうかつた後やばりある一定の期間修習を要するのであります。その修習を了えてから更に第三次の試験を受けなければならぬ。そうしてそのために又千円を納めるといふふうなことになるのであります。

○中山福蔵君 ちよつとお尋ねいたしますが、これは商法を試験科目の一に加えるということになっておりますが、これは現在経済界が非常に不況で、手形、小切手、有価証券というものが、非常に何と申しますか、商法に關する知識を持つた法律が少いから、こういうものを処理するのに非常に不便だからというので、これをお加えになるのですか、客観情勢の変化によつて試験科目の増減があるというように

○赤松常子君 只今試験をする場合の予算がかかるからとおつしやつたのでございませうが、ほかの医師の國家試験や公認會計士の試験の場合の予算はどのくらいかかっておりますか。それはこれでお加えのつもりですか。

○政府委員(位野木益雄君) 今手許に的確な数字を持合せてございせんが、恐らくこれで賄つてゐるというところは考えられないと思つております。併しながらこれは國家試験の一般に共通する問題でありまして、大蔵省等におきまして常に平均をとつて考へておると信じております。それで私のほうの今度の値上りにいたしましたも、關係官庁とも十分相談いたしましたのであります。○赤松常子君 これは来年の一月から実施なさいます法律でございませうが、私今の点でも少し今おつしやる資料なども頂きたいと思ひますし、少しちよつと考へさして頂きたいと思ひます

ので、他の國家試験の予算と、それからこの収入との割合などの資料をお出し願ひたいと思ひます。

○委員(郡祐一君) 現在出せません。○政府委員(位野木益雄君) 至急に調べて出したいと思ひます。

○中山福蔵君 ちよつとお尋ねいたしますが、これは商法を試験科目の一に加えるということになっておりますが、これは現在経済界が非常に不況で、手形、小切手、有価証券というものが、非常に何と申しますか、商法に關する知識を持つた法律が少いから、こういうものを処理するのに非常に不便だからというので、これをお加えになるのですか、客観情勢の変化によつて試験科目の増減があるというように

○赤松常子君 只今試験をする場合の予算がかかるからとおつしやつたのでございませうが、ほかの医師の國家試験や公認會計士の試験の場合の予算はどのくらいかかっておりますか。それはこれでお加えのつもりですか。

○政府委員(位野木益雄君) 今手許に的確な数字を持合せてございせんが、恐らくこれで賄つてゐるというところは考えられないと思つております。併しながらこれは國家試験の一般に共通する問題でありまして、大蔵省等におきまして常に平均をとつて考へておると信じております。それで私のほうの今度の値上りにいたしましたも、關係官庁とも十分相談いたしましたのであります。○赤松常子君 これは来年の一月から実施なさいます法律でございませうが、私今の点でも少し今おつしやる資料なども頂きたいと思ひますし、少しちよつと考へさして頂きたいと思ひます

方裁判所の民事事件を調べて行きます。でも、相當の割合の事件が商事事件だ、而もそれ以外の民事事件におきましても、商法の問題が取扱われておるという問題が非常に多いということがこれはもう御説明申し上げるまでもないと思ひます。それで恐らく商法の重要性が薄らいで、必須科目から更に外される時代が来ることは、少くとも近い将来においては余り想像ができません。

○中山福蔵君 私は、大体試験というものには、いづゆる徹底した法理的な頭腦を作るといふところに目標を置かなければならぬと思ひます。殊に只今おつしやつたように、試験に關する費用が六百万円要する。その半分に試験料を取つても差支ないというふうなときに、これは五、六千人の試験を受ける人があるかと私は考へております。そうすると商法を担任せられる試験官の費用は、あなたがたは仮にどのくらいのものとお考へになつておりますか。何人くらいお使いになるのですか。商法専門の試験官、何人くらいお使いになつて、どれくらい費用をお使いになるのですか。

○政府委員(位野木益雄君) 試験委員の数は一科目の中で四人以内ということになつておりました。必須科目については受験人員が多過ぎます。かゝる試験科目を余計に備へて、学生を苦しめようとする、そして一つ探点をしようかというふうな、姑息な言つちや大變失礼な言葉かも知れませんが、けちな考へでそういうことを考へて見ると、私はいさういふ点について、もう少し試験とはどんなものかということをお考へになることが必要

○中山福蔵君 私はこの自分の体験上です、私は自分のことを言つちや

かしいんですが、実は代數の因數分解が私の得意だつたんです。今子供が因數分解の問題が非常に難解であり、自分に尋ねて来るが、私はいつもわからん。自分の一番得意としておつたんだが、併しものを理解し、ものを分析する頭腦というものがあれば、これは相當な時間さえあればすぐわかると思ひます。私どもは、試験の科目に何をを選ぶかをいふところに、ここが一番大事なところじやないかと思ひます。單にたくさん科目を並べて、そして試験したところ、一時それがわかつておつても忘れる時期が来ると思ひます。弁護士でも、法律を忘れたときでないといふ人前の弁護士でないと言われるくらいです。それでもすぐ法律書を繰ればすぐわかるという基礎を与える。この基礎があるかどうかということをお考へする。これが本當の試験だと思ひます。

○赤松常子君 只今試験をする場合の予算がかかるからとおつしやつたのでございませうが、ほかの医師の國家試験や公認會計士の試験の場合の予算はどのくらいかかっておりますか。それはこれでお加えのつもりですか。

○政府委員(位野木益雄君) 今手許に的確な数字を持合せてございせんが、恐らくこれで賄つてゐるというところは考えられないと思つております。併しながらこれは國家試験の一般に共通する問題でありまして、大蔵省等におきまして常に平均をとつて考へておると信じております。それで私のほうの今度の値上りにいたしましたも、關係官庁とも十分相談いたしましたのであります。○赤松常子君 これは来年の一月から実施なさいます法律でございませうが、私今の点でも少し今おつしやる資料なども頂きたいと思ひますし、少しちよつと考へさして頂きたいと思ひます

○中山福蔵君 私はこの自分の体験上です、私は自分のことを言つちや

じやないかと思ひます。只今客観情勢で増減というものがあるかどうかということをお尋ねしたのはその点です。これは、この試験を来年からやつて、来年輸出入の關係で相當の經濟界の安定が来れば、或いは商法というものはさほど重要ではないんではないか。それをここに表が出ておりますのを見ても、商法というものは、選科科目になつたり、再び必須科目になつたり、いろいろ年次によつて違つておられますけれども、現在のところは、これをお加える必要がさほどあるのかどうかということをお考へてゐるんですが、どんなものでしようそれは……

○政府委員(位野木益雄君) その点は誠に御尤もな点が多いと思ひますが、商法を加へるに至りました理由の經過をちよつと御説明申し上げます。司法試験法ができました前までは、商法は民事訴訟法、刑事訴訟法及び商法のうち二科目が選科的に必須になつてゐるというふうな取扱になつておつたのであります。司法試験法の立案の際に、いろいろ各方面のかたに集つて頂きまして相談をいたしました結果、余りに必須科目が多くなつたのであります。まゝ行政法と選科的に……、全般的に必須科目が多くなつたのであります。商法は、行政法と選科的に必須にしようというところになつて、現行法のようになつたのであります。この実施状況をみますと、昭和二十四年度におきましては、商法と行政法を受験いたしましたものの数は接近いたしておつたのであります。ところが昭和二十五年度以降は、商法を受験する者の

○中山福蔵君 私はこの自分の体験上です、私は自分のことを言つちや

○赤松常子君 只今試験をする場合の予算がかかるからとおつしやつたのでございませうが、ほかの医師の國家試験や公認會計士の試験の場合の予算はどのくらいかかっておりますか。それはこれでお加えのつもりですか。

○政府委員(位野木益雄君) 今手許に的確な数字を持合せてございせんが、恐らくこれで賄つてゐるというところは考えられないと思つております。併しながらこれは國家試験の一般に共通する問題でありまして、大蔵省等におきまして常に平均をとつて考へておると信じております。それで私のほうの今度の値上りにいたしましたも、關係官庁とも十分相談いたしましたのであります。○赤松常子君 これは来年の一月から実施なさいます法律でございませうが、私今の点でも少し今おつしやる資料なども頂きたいと思ひますし、少しちよつと考へさして頂きたいと思ひます

○中山福蔵君 私はこの自分の体験上です、私は自分のことを言つちや

○赤松常子君 只今試験をする場合の予算がかかるからとおつしやつたのでございませうが、ほかの医師の國家試験や公認會計士の試験の場合の予算はどのくらいかかっておりますか。それはこれでお加えのつもりですか。

○政府委員(位野木益雄君) 今手許に的確な数字を持合せてございせんが、恐らくこれで賄つてゐるというところは考えられないと思つております。併しながらこれは國家試験の一般に共通する問題でありまして、大蔵省等におきまして常に平均をとつて考へておると信じております。それで私のほうの今度の値上りにいたしましたも、關係官庁とも十分相談いたしましたのであります。○赤松常子君 これは来年の一月から実施なさいます法律でございませうが、私今の点でも少し今おつしやる資料なども頂きたいと思ひますし、少しちよつと考へさして頂きたいと思ひます

○中山福蔵君 私はこの自分の体験上です、私は自分のことを言つちや

○赤松常子君 只今試験をする場合の予算がかかるからとおつしやつたのでございませうが、ほかの医師の國家試験や公認會計士の試験の場合の予算はどのくらいかかっておりますか。それはこれでお加えのつもりですか。

○政府委員(位野木益雄君) 今手許に的確な数字を持合せてございせんが、恐らくこれで賄つてゐるというところは考えられないと思つております。併しながらこれは國家試験の一般に共通する問題でありまして、大蔵省等におきまして常に平均をとつて考へておると信じております。それで私のほうの今度の値上りにいたしましたも、關係官庁とも十分相談いたしましたのであります。○赤松常子君 これは来年の一月から実施なさいます法律でございませうが、私今の点でも少し今おつしやる資料なども頂きたいと思ひますし、少しちよつと考へさして頂きたいと思ひます

○中山福蔵君 私はこの自分の体験上です、私は自分のことを言つちや

○赤松常子君 只今試験をする場合の予算がかかるからとおつしやつたのでございませうが、ほかの医師の國家試験や公認會計士の試験の場合の予算はどのくらいかかっておりますか。それはこれでお加えのつもりですか。

○政府委員(位野木益雄君) 今手許に的確な数字を持合せてございせんが、恐らくこれで賄つてゐるというところは考えられないと思つております。併しながらこれは國家試験の一般に共通する問題でありまして、大蔵省等におきまして常に平均をとつて考へておると信じております。それで私のほうの今度の値上りにいたしましたも、關係官庁とも十分相談いたしましたのであります。○赤松常子君 これは来年の一月から実施なさいます法律でございませうが、私今の点でも少し今おつしやる資料なども頂きたいと思ひますし、少しちよつと考へさして頂きたいと思ひます

○中山福蔵君 私はこの自分の体験上です、私は自分のことを言つちや

○赤松常子君 只今試験をする場合の予算がかかるからとおつしやつたのでございませうが、ほかの医師の國家試験や公認會計士の試験の場合の予算はどのくらいかかっておりますか。それはこれでお加えのつもりですか。

数が非常に減少いたしましたので、行政法の受験者の約半数になつたのであります。それがずつと現在に至つてゐるのであります。ところが司法試験に合格した後、司法修習生を経て、裁判官、弁護士というものになつた場合に、非常に商事事件の数が多くにかかわらず、商法の知識が欠けるので困つてゐるものが非常に多くできて来た。そして同僚の弁護士さんがたからも、この頃の修習生は非常に商法ができないというふうなことが言われるようになりまして、その結果昨年の十二月二十四日、日本弁護士連合会のほうから、法務省に対して商法を必須科目にしてもらいたいというふうな建議書が出されたのであります。それで司法試験管理委員会でもこれを取上げまして研究いたしました結果、なお最高裁判所の意見も徴しましたところ、最高裁判所でも非常に積極的にこれを希望いたしました。是非商法を必須科目にしてもらいたいということでありましたので、受験者には若干の負担過重というふうになると思いますが、これを必須科目というふうにいたしたいと考へた次第でございます。

○中山福蔵君 私はこれ以上は議論になりますから、これは立場を違へた上の觀察ですから、もうこれ以上申しません。只今ので結構です。

○赤松常子君 只今国家公務員の試験の場合は、これを受験料は取つてゐるのでございましょうか。いないのでございましょうか。

○政府委員(三浦實之助君) 昇任の場合には、いわゆるすでに任官しておる者が上に上がる場合には勿論手数料を取つておらないと考へます。任用の場合にもこれは取つていなかったと思ひますが、仮に取つておるといたしましても非常に名目的なものであると思つております。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。司法試験法の一部を改正する法律案については次回に質疑を続行いたしますことにいたします。

○委員長(郡祐一君) なお前回委員長及び理事に御一任願ひました刑事訴訟法の一部を改正する法律案についての参考人から意見を聴取いたします期日は、十七日に打合せの結果きめましたので、さようお含みを願ひたいと思ひます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めます。今日はこれを以て散会いたします。

午後三時十五分散会

昭和二十八年七月二十八日印刷

昭和二十八年七月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局